

有料道路における障害者割引制度

全国の有料道路事業者が統一的に実施する有料道路における障害者割引制度で、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するための制度です。この制度の対象となられる方は次のとおりですので、ご利用を希望される方は各庁舎担当課へ申請を行ってください。

- 対象者／障害者ご本人が運転される場合は身体障害者手帳の交付を受けているすべての方。障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合は身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で重度の障害をお持ちの方（重度の障害：手帳に「第1種」と記載されている方）
- 申請手続きに際し、窓口へご持参いただきたいもの

【ETCを利用しない場合】

身体障害者手帳または療育手帳
自動車検査証または軽自動車届出済証
運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）

【ETCを使用する場合】

身体障害者手帳または療育手帳
自動車検査証または軽自動車届出

済証

運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
ETCカード（障害者本人名義のもの）

ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

- 対象自動車／登録できる自動車は障害者の方お1人につき1台。自動車検査証または軽自動車届出済証に「自家用」と記載されている車。所有者の氏名が個人名義のもので、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族名義の車。
- 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

就学援助制度のご案内

経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの費用を援助する制度があります。

教育委員会が認定基準に基づいて「要保護及び準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。

希望される方は、在籍している小・中学校長までお申し込みください。

- 問い合わせ／金屋庁舎こども教育課

有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する制度です。対象者は通所距離が2キロメートルを超える方で路線バス、鉄道等を利用して通所している方です。ただし、他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。補助金については申請が必要です。対象になると思われる方は3月末日までに申請して下さい。

- 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所等）に通う児童の保護者に対し負担の軽減を図るための補助金です。対象者は町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で自宅からの距離が4キロメートルを超える方です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。補助金については申請が必要です。対象になると思われる方は3月末日までに申請して下さい。

なお、既に障害児通所施設遠距離通